

○東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 27 年 10 月 26 日

規 則 第 2 号

改正 平成 29 年 4 月 17 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 27 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の告示事項)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分に供される場所の面積及び埋立容量）

- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧に供する日等)

第 3 条 報告書の公衆への縦覧は、東総地区広域市町村圏事務組合の休日を定める条例（平成 5 年東総地区広域市町村圏事務組合条例第 1 号）に規定する組合の休日以外の日に行うものとする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(縦覧の手続)

第 4 条 報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦

覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を改ざんし、汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出)

第6条 意見書の提出は、一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書(別記様式)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書

年 月 日

東総地区広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名

連絡先電話番号 ()

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

組合が行う一般廃棄物処理施設の設置（変更）に関して、生活環境の保全上の見地から次のとおり意見を述べます。

- 1 一般廃棄物処理施設の名称
- 2 生活環境の保全上の見地からの意見